

# 第3号 2019年秋 コスモス通信

日本相続知財センター®徳島支部

まるく つなぐよ  
0120-09-2794



## 民法改正で遺言制度どうなるの？



国は、争族を防ぐために遺言制度を使いやすいものにしました！



### 1. 自筆証書遺言の方式緩和（2019年1月13日施行）

これまで自筆証書遺言を作る場合は全文を自書する必要がありましたが、この改正によりパソコンで作成した財産目録や預金通帳のコピー、不動産の登記事項証明書等を目録として添付するなど一部、自書によらず遺言書を作ることができるようになりました。

※本文についてはこれまでどおり手書きで作成する必要があります。



### 2. 法務局における自筆証書遺言の保管制度（2020年7月10日施行）

これまでは自筆証書遺言は自宅で保管されることが多かったため、遺言書が紛失したり相続人によって廃棄や改ざんをされるおそれがありました。

これからは法務局（遺言書保管所）に遺言の保管の申請をすることができるようになり、公的機関が保管をすることでそういったトラブルを防ぐことができると考えられます。

また、遺言書保管所で保管されている遺言書については家庭裁判所での検認も不要となるため、自筆証書遺言が使いやすくなります。

## 民法改正で遺留分の取扱いが変わる？



遺留分減殺請求されて困らないように事前対策が必要です！



### 遺留分制度の見直し（2019年7月1日施行）

これまでは、会社オーナーの相続などで会社を継いだ社長が遺留分減殺請求をされると、会社で使っている不動産などが共有状態になることが多く、そのことが円滑な事業承継の妨げとなっていました。

新制度では遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となり、不動産などを共有状態にするのではなく、お金で支払わなければなりません。

遺言を作るときにはこれまで以上に遺留分対策を考える必要があります。

# 遺留分の算定方法も変わる？



将来、遺留分の問題が起こりそうな方は早めに対策しましょう！

## 遺留分算定のための生前贈与の範囲(2019年7月1日施行)

これまでは、法定相続人に対する特別受益にあたる贈与は、亡くなる前の何年前にされたものであっても、基本的に、遺留分算定の基礎となる財産に含められていました。

改正法では、法定相続人に対しては相続開始前の10年間にされたものに限り、遺留分の対象財産とするとされました。

ただし、贈与の当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知って贈与したものは、これまで同様に、10年以上前の贈与であっても遺留分対象財産となりますので、ご注意ください。



## 遺言は親から子への最後のメッセージ

皆さん、遺言書についてどんなイメージをお持ちでしょうか？

亡くなる前にご自分の財産を誰に遺すかを記載しておくだけの何となく難しい書類というふうにお考えではないでしょうか？

たしかに遺言の一番の目的はそうしたことを書いておくことで自分の遺志を遺すということにあり、その効果として遺された家族が遺産分割の協議をせずすむ、また、相続手続をスムーズに行うことができるようになる という大きなメリットがあります。

そうした強い効力があるために法律で書き方のルールが定められており、難しいものというイメージがあるのだと思います。

しかし、遺言にはそうした難しいことだけではなく、「自分の気持ち」や「なぜこの遺言を書いたのか」といった法律に定められていないこと(付言事項といいます)を書いておくこともできます。付言事項を遺すことで自分の想いを家族に伝えることができ、相続トラブルを防ぐことにつながります。

故人の遺志を聞きたかったとおっしゃるご遺族は多くいらっしゃいます。家族などへ伝えたい想いがある方はもちろん、争いのない相続のためにも、ぜひ遺言の付言事項をご活用ください。

コスモス通信は、これまで当センターにご依頼いただいたお客様、セミナーにご参加いただいた方、その他、ご縁をいただいた皆様にお届けしています。

ご相談・お問合わせは

※コスモス通信の送付を希望されない方は下記のフリーダイヤルまでご連絡下さい。

## 日本相続知財センター® 徳島支部

一般社団法人 コスモス相続総合支援プロジェクト

〒770-0923 徳島市大道一丁目26番地2 大道オフィスビル2F

<http://www.cosmos-souzoku.or.jp> まるく つなぐよ



0120-09-2794



【徳島駅より徒歩13分、徳島ワシントンホテルより徒歩2分】